

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う行政執行法人を含むものを「全労委」、含まないものを「行政執行法人を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

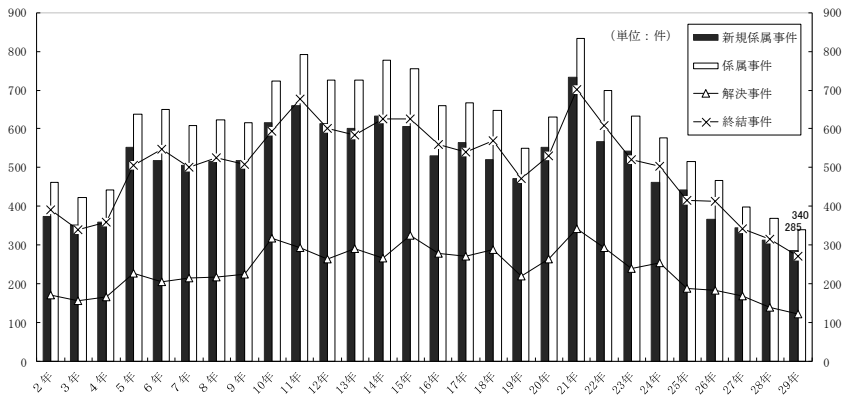
1 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

29年に係属した労働争議調整事件数(行政執行法人を除く)は338件(28年367件)で、このうち28年から繰越されたものは55件(同57件)、新規に係属したものは283件(同310件)であった(第18表参照)。

また、全労委に係属した労働争議調整事件数は340件(同369件)、新規に係属したものは285件(同312件)であった(図1及び巻末統計表第11表参照)。

図1 調整事件取扱件数の推移(全労委)



(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は283件で、28年に比べ27件の減少となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では4件で2件の増加、都道府県労委では279件で29件の減少であった(第18表、第19表参照)。

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん278件・98.2%(28年305件・98.4%)、調停4件・1.4%(同4件・1.3%)、仲裁1件・0.4%(同1件・0.3%)となっている(第18表参照)。

第18表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（行政執行法人を除く）

（単位：件）

区分 労委	係属件数						終結件数					
	前年 繰越	新規				計	取下	解決・ 裁定	不調・ 打切	移管	計	次年 繰越
		あつせん	調停	仲裁	計							
北海道	2	8			8	10	2	6	2		10	
青森	1	3			3	4		1	1		2	2
岩手												
宮城		4			4	4	1	1	2		4	
秋田	1	3			3	4		2	1		3	1
山形		3			3	3	1	1	1		3	
福島		2			2	2	1				1	1
茨城		3			3	3		1	1		2	1
栃木		2			2	2		2			2	
群馬		3			3	3	1	2			3	
埼玉	2	6			6	8	1	6			7	1
千葉	1	6			6	7	1	2	3		6	1
東京	16	73			73	89	12	25	29		66	23
神奈川	9	16			16	25	3	9	5		17	8
新潟		1	2		3	3		1			1	2
山梨		1			1	1			1		1	
長野		2			2	2	1				1	1
静岡		9			9	9	2	2	3		7	2
富山												
石川		1		1	2	2				1	1	1
福井												
岐阜		4			4	4	3	1			4	
愛知	2	13			13	15		6	8		14	1
三重	2	8			8	10		2	4		6	4
滋賀		3			3	3		1	1		2	1
京都	5	8			8	13	1	8	3		12	1
大阪	3	21			21	24	5	11	5		21	3
兵庫		22			22	22		7	12		19	3
奈良	2	5			5	7	1	1	3		5	2
和歌山												
鳥取		1			1	1			1		1	
島根												
岡山	1	1	1		2	3			2		2	1
広島	1	5			5	6		4	1		5	1
山口	2	3			3	5	2		2		4	1
徳島	1					1		1			1	
香川												
愛媛		2			2	2		1	1		2	
高知	1	2			2	3		2	1		3	
福岡	1	15			15	16	3	4	7		14	2
佐賀		1			1	1			1		1	
長崎		7	1		8	8	1	2	2		5	3
熊本		2			2	2			2		2	
大分												
宮崎		2			2	2		1	1		2	
鹿児島		1			1	1		1			1	
沖縄	2	2			2	4		2	1		3	1
都道府県 労委計	55	274	4	1	279	334	42	116	107	1	266	68
中労委		4			4	4		4			4	
合 計	55	278 〔4〕	4	1	283 〔4〕	338 〔4〕	42	120 〔4〕	107	1	270 〔4〕	68
前年同期 (28年1-12月)	57	305 〔2〕	4	1	310 〔2〕	367 〔2〕	56	138 〔2〕	116	2	312 〔2〕	55
前年同期比	△ 2	△ 27 〔2〕			△ 27 〔2〕	△ 29 〔2〕	△ 14	△ 18 〔2〕	△ 9	△ 1	△ 42 〔2〕	13

（注）〔 〕内は中労委取扱件数で内数。

第 19 表 新規係属事件数及び対象労働者数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件、千人)

年	中労委＋都道府県労委		中労委		都道府県労委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
平成25年	441	236	17	8	424	228
26年	363	280	4	12	359	267
27年	342	320	0	0	342	320
28年	310	127	2	4	308	123
29年	283	169	4	35	279	134

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、労働関係調整法（労調法）に基づくものが 283 件（28 年 310 件）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）に基づくものが 0 件（同 0 件）、行政執行法人の労働関係に関する法律（行労法）に基づくものは 2 件（同 2 件）であった（第 20 表参照）。

第 20 表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

(単位:件)

区 分	新規係属事件			
	計	労調法	地公労法	行労法
合 計	285 [6]	283 [4]		2 [2]
あっせん	278 [4]	278 [4]		
調 停	6 [2]	4		2 [2]
仲 裁	1	1		

(注) []内は中労委取扱件数で内数。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が 252 件・89.0%（28 年 283 件・91.3%）、使用者からの申請が 23 件・8.1%（同 26 件・8.4%）、労使双方からの申請が 7 件・2.5%（同 1 件・0.3%）、職権に基づく開始が 1 件・0.4%（同 0 件・0.0%）であった（第 21 表参照）。

第 21 表 開始事由別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	組 合 申 請		使 用 者 申 請		双 方 申 請		職 権		計	
平成25年	403	91.4%	33	7.5%	5	1.1%	0	0.0%	441	100.0%
26年	335	92.3%	27	7.4%	1	0.3%	0	0.0%	363	100.0%
27年	315	92.1%	26	7.6%	1	0.3%	0	0.0%	342	100.0%
28年	283	91.3%	26	8.4%	1	0.3%	0	0.0%	310	100.0%
29年	252	89.0%	23	8.1%	7	2.5%	1	0.4%	283	100.0%

(6) 都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が73件・26.2%（28年87件・28.2%）で最も多く、以下、兵庫が22件・7.9%（同14件・4.5%）大阪が21件・7.5%（同37件・12.0%）、神奈川が16件・5.7%（同18件・5.8%）、福岡が15件・5.4%（同9件・2.9%）と続いている（第18表参照）。

(7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件（手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることができるもの）は2件（28年6件）、統一事件は0件0社（同0件0社）であった（第22表参照）。

第22表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況（行政執行法人を除く）

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	福島	道路貨物運送業	その他賃金に関するもの	1
	鳥取	生産用機械器具製造業	一時金、諸手当、その他賃金、 労働時間、休日、休暇、団交促進	1
	小計			2
統一事件				
	小計			
合計				2

（注）1. 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることができるもの。

2. 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

2 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が60件・21.1%（同48件・15.5%）で最も多く、以下、医療、福祉が50件・17.5%（28年49件・15.8%）、製造業が31件・10.9%（同39件・12.6%）、教育、学習支援業が30件・10.5%（同41件・13.2%）、サービス業が29件・10.2%（同42件・13.5%）、卸売業、小売業が25件・8.8%（同22件・7.1%）と続いている（第23-1表参照）。

なお、全労委の新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が60件・20.9%（同48件・15.4%）、医療、福祉が50件・17.4%（28年49件・15.7%）、製造業が33件・11.5%（同41件・13.1%）、教育、学習支援業が30件・10.5%（同41件・13.1%）、サービス業が29件・10.1%（同42件・13.5%）、卸売業、小売業が25件・8.7%（同22件・7.1%）となっている（第23-2表参照）。これを産業中分類別にみると、運輸業、郵便業の中では道路貨物運送業が29件・10.1%、医療、福祉の中では医療業が26件・9.1%、製造業の中では食料品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業が各々6件・2.1%、サービス業の中では職業紹介・労働者派遣業が10件・3.5%で最も多い（巻末統計表第14表参照）。

第 23-1 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

産業 \ 年	平成25年		26年		27年		28年		29年	
全産業	441	100.0%	363	100.0%	342	100.0%	310	100.0%	285	100.0%
農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.7%	1	0.3%	4	1.2%	1	0.3%	0	0.0%
建設業	6	1.4%	11	3.0%	7	2.0%	10	3.2%	4	1.4%
製造業	69	15.6%	61	16.8%	40	11.7%	39	12.6%	31	10.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	1.1%	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%	1	0.4%
情報通信業	15	3.4%	12	3.3%	15	4.4%	11	3.5%	8	2.8%
運輸業、郵便業	74	16.8%	57	15.7%	63	18.4%	48	15.5%	60	21.1%
卸売業、小売業	40	9.1%	32	8.8%	36	10.5%	22	7.1%	25	8.8%
金融業、保険業	8	1.8%	4	1.1%	1	0.3%	5	1.6%	5	1.8%
不動産業、物品賃貸業	8	1.8%	9	2.5%	3	0.9%	2	0.6%	1	0.4%
学術研究、専門・技術サービス業	20	4.5%	11	3.0%	7	2.0%	7	2.3%	4	1.4%
宿泊業、飲食サービス業	18	4.1%	16	4.4%	15	4.4%	13	4.2%	14	4.9%
生活関連サービス業、娯楽業	15	3.4%	6	1.7%	10	2.9%	8	2.6%	10	3.5%
教育、学習支援業	35	7.9%	39	10.7%	39	11.4%	41	13.2%	30	10.5%
医療、福祉	63	14.3%	58	16.0%	49	14.3%	49	15.8%	50	17.5%
複合サービス事業	7	1.6%	5	1.4%	6	1.8%	5	1.6%	2	0.7%
サービス業	40	9.1%	30	8.3%	44	12.9%	42	13.5%	29	10.2%
公務	14	3.2%	9	2.5%	2	0.6%	6	1.9%	11	3.9%
分類不能	1	0.2%	1	0.3%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%

(注) 複数の使用者(産業)を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

第 23-2 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

(単位:件)

産業 \ 年	平成25年		26年		27年		28年		29年	
全産業	442	100.0%	367	100.0%	344	100.0%	312	100.0%	287	100.0%
製造業	69	15.6%	63	17.2%	42	12.2%	41	13.1%	33	11.5%
運輸業、郵便業	74	16.7%	57	15.5%	63	18.3%	48	15.4%	60	20.9%
卸売業、小売業	40	9.0%	32	8.7%	36	10.5%	22	7.1%	25	8.7%
教育、学習支援業	35	7.9%	39	10.6%	39	11.3%	41	13.1%	30	10.5%
医療、福祉	63	14.3%	60	16.3%	49	14.2%	49	15.7%	50	17.4%
サービス業	40	9.0%	30	8.2%	44	12.8%	42	13.5%	29	10.1%
その他の産業	121	27.4%	86	23.4%	71	20.6%	69	22.1%	60	20.9%

(注) 複数の使用者(産業)を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

(2) 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99 人以下が 119 件・42.0%（28 年 115 件・37.1%）、100 人以上 499 人以下が 81 件・28.6%（同 113 件・36.5%）、500 人以上 4,999 人以下が 75 件・26.5%（同 78 件・25.2%）、5,000 人以上が 4 件・1.4%（同 2 件・0.6%）、不明 4 件・1.4%（同 2 件・0.6%）であった（第 24-1 表参照）。また、従業員数規模別にみると、99 人以下が 124 件・43.8%（28 年 157 件・50.6%）、100 人以上 499 人以下が 77 件・27.2%（同 83 件・26.8%）、500 人以上 4,999 人以下が 48 件・17.0%（同 55 件・17.7%）、5,000 人以上が 19 件・6.7%（同 9 件・2.9%）、不明 15 件・5.3%（同 6 件・1.9%）であった（第 24-1 表参照）。

なお、組合員数規模別の状況を全労委でみると、99 人以下が 119 件・41.8%（28 年 115 件・36.9%）、100 人以上 499 人以下が 81 件・28.4%（同 113 件・36.2%）、500 人以上 4,999 人以下が 77 件・27.0%（同 80 件・25.6%）、5,000 人以上が 4 件・1.4%（同 2 件・0.6%）、不明 4 件・1.4%（同 2 件・0.6%）であった（第 24-2 表参照）。また、従業員数規模別にみると、99 人以下が 124 件・43.5%（28 年 157 件・50.3%）、100 人以上 499 人以下が 77 件・27.0%（同 83 件・26.6%）、500 人以上 4,999 人以下が 50 件・17.5%（同 57 件・18.3%）、5,000 人以上が 19 件・6.7%（同 9 件・2.9%）、不明 15 件・5.3%（同 6 件・1.9%）であった（第 24-2 表参照）。

第 24-1 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年	規模	30 人 未 満	30 ～ 99 人	100 ～ 299 人	300 ～ 499 人	500 ～ 999 人	1,000 ～ 4,999 人	5,000 人 以 上	不明		合 計	
平 25 年	組合員数	86 19.5%	93 21.1%	108 24.5%	41 9.3%	51 11.6%	52 11.8%	9 2.0%	1 0.2%		441	100.0%
	従業員数	100 22.7%	116 26.3%	88 20.0%	40 9.1%	26 5.9%	41 9.3%	17 3.9%	13 2.9%			
26 年	組合員数	69 19.0%	72 19.8%	78 21.5%	39 10.7%	38 10.5%	51 14.0%	13 3.6%	3 0.8%		363	100.0%
	従業員数	97 26.7%	79 21.8%	79 21.8%	25 6.9%	27 7.4%	38 10.5%	9 2.5%	9 2.5%			
27 年	組合員数	58 17.0%	67 19.6%	92 26.9%	42 12.3%	25 7.3%	42 12.3%	10 2.9%	6 1.8%		342	100.0%
	従業員数	91 26.6%	74 21.6%	65 19.0%	21 6.1%	33 9.6%	30 8.8%	21 6.1%	7 2.0%			
28 年	組合員数	49 15.8%	66 21.3%	82 26.5%	31 10.0%	42 13.5%	36 11.6%	2 0.6%	2 0.6%		310	100.0%
	従業員数	78 25.2%	79 25.5%	69 22.3%	14 4.5%	27 8.7%	28 9.0%	9 2.9%	6 1.9%			
29 年	組合員数	46 16.3%	73 25.8%	59 20.8%	22 7.8%	38 13.4%	37 13.1%	4 1.4%	4 1.4%		283	100.0%
	従業員数	71 25.1%	53 18.7%	64 22.6%	13 4.6%	20 7.1%	28 9.9%	19 6.7%	15 5.3%			

第 24-2 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

年	規模	30 人 未 満		30 ～ 99 人		100 ～ 299 人		300 ～ 499 人		500 ～ 999 人		1,000 ～ 4,999 人		5,000 人 以 上		不明	合 計		
平 25 年	組合員数	86	19.5%	93	21.0%	109	24.7%	41	9.3%	51	11.5%	52	11.8%	9	2.0%	1	0.2%	442	100.0%
	従業員数	100	22.6%	116	26.2%	88	19.9%	40	9.0%	27	6.1%	41	9.3%	17	3.8%	13	2.9%		
26 年	組合員数	69	18.8%	72	19.6%	80	21.8%	39	10.6%	39	10.6%	52	14.2%	13	3.5%	3	0.8%	367	100.0%
	従業員数	97	26.4%	79	21.5%	79	21.5%	27	7.4%	28	7.6%	39	10.6%	9	2.5%	9	2.5%		
27 年	組合員数	58	16.9%	67	19.5%	92	26.7%	42	12.2%	26	7.6%	43	12.5%	10	2.9%	6	1.7%	344	100.0%
	従業員数	91	26.5%	74	21.5%	65	18.9%	21	6.1%	34	9.9%	31	9.0%	21	6.1%	7	2.0%		
28 年	組合員数	49	15.7%	66	21.2%	82	26.3%	31	9.9%	43	13.8%	37	11.9%	2	0.6%	2	0.6%	312	100.0%
	従業員数	78	25.0%	79	25.3%	69	22.1%	14	4.5%	28	9.0%	29	9.3%	9	2.9%	6	1.9%		
29 年	組合員数	46	16.1%	73	25.6%	59	20.7%	22	7.7%	39	13.7%	38	13.3%	4	1.4%	4	1.4%	285	100.0%
	従業員数	71	24.9%	53	18.6%	64	22.5%	13	4.6%	21	7.4%	29	10.2%	19	6.7%	15	5.3%		

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が 72 件・25.4%（28 年 84 件・27.0%）全労連系が 112 件・39.4%（同 108 件・34.7%）、その他の上部団体が 30 件・10.6%（同 52 件・16.7%）などとなっている（第 25-1 表参照）。

なお、組合系統別の状況を全労委でみると、連合系が 74 件・25.9%（28 年 86 件・27.5%）、全労連系が 112 件・39.2%（同 108 件・34.5%）、その他の上部団体が 30 件・10.5%（同 52 件・16.6%）などとなっている（第 25-2 表参照）。

第 25-1 表 組合系統別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年	系統					その他の上部団体				上部団体なし			
		連合		全労連				うち全労協				計	
平成25年		118	26.6%	182	41.0%	57	12.8%	40	9.0%	87	19.6%	444	100.0%
26年		116	31.9%	141	38.7%	47	12.9%	31	8.5%	60	16.5%	364	100.0%
27年		83	24.2%	127	37.0%	57	16.6%	31	9.0%	76	22.2%	343	100.0%
28年		84	27.0%	108	34.7%	52	16.7%	33	10.6%	67	21.5%	311	100.0%
29年		72	25.4%	112	39.4%	30	10.6%	13	4.6%	70	24.6%	284	100.0%

（注）系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

第 25-2 表 組合系統別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

系統 年	連合		全労連		その他の上部団体				上部団体なし		計	
							うち全労協					
平成25年	119	26.7%	182	40.9%	57	12.8%	40	9.0%	87	19.6%	445	100.0%
26年	118	32.1%	143	38.9%	47	12.8%	31	8.4%	60	16.3%	368	100.0%
27年	85	24.6%	127	36.8%	57	16.5%	31	9.0%	76	22.0%	345	100.0%
28年	86	27.5%	108	34.5%	52	16.6%	33	10.5%	67	21.4%	313	100.0%
29年	74	25.9%	112	39.2%	30	10.5%	13	4.5%	70	24.5%	286	100.0%

（注）系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

（4）合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は 200 件・70.7%（28 年 225 件・72.6%）、このうち駆け込み訴え事件は 99 件・35.0%（同 129 件・41.6%）であった。合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は 49.5%（28 年 57.3%）であった（第 26 表参照）。

第 26 表 新規係属事件における合同労組事件の係属件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

事件 年	全事件	合同労組事件			駆け込み訴え事件	
平成25年	441	301	(68.3%)		157	(35.6%) <52.2%>
26年	363	254	(70.0%)		103	(28.4%) <40.6%>
27年	342	261	(76.3%)		134	(39.2%) <51.3%>
28年	310	225	(72.6%)		129	(41.6%) <57.3%>
29年	283	200	(70.7%)		99	(35.0%) <49.5%>

（注）1. ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2. 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。

3. ()内は全事件に対する割合。< > 内は合同労組事件に対する割合。

（5）調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無（同一の両当事者における過去の調整事件の有無）別にみると、調整の前例があったものは 40 件・14.1%（28 年 45 件・14.5%）であった（第 27-1 表参照）。これを調整事項の関連でみると、前例ありの場合、経済的事項の中の賃金増額(8.4%)や一時金(12.0%)の割合が全数(賃金増額 3.7%、一時金 5.1%)と比較して高いのに対し、非経済的事項の中の経営又は人事（9.6%）の割合が全数（18.7%）と比較して低い（第 27-2 表参照）。

第 27-1 表 新規係属事件における調整前例の有無別係属件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年 \ 事件	全事件	調整前例のある事件
平成25年	441	80 (18.1 %)
26年	363	65 (17.9 %)
27年	342	62 (18.1 %)
28年	310	45 (14.5 %)
29年	283	40 (14.1 %)

（注）（ ）内は新規係属事件に対する割合。

第 27-2 表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

調整事項 \ 区分		全数		前例あり		前例なし	
合 計		509	100.0%	83	100.0%	426	100.0%
経済的事項		186	36.5%	37	44.6%	149	35.0%
内 訳	賃金増額	19	3.7%	7	8.4%	12	2.8%
	一時金	26	5.1%	10	12.0%	16	3.8%
	労働時間・休日休暇	24	4.7%	4	4.8%	20	4.7%
	その他	117	23.0%	16	19.3%	101	23.7%
非経済的事項		318	62.5%	45	54.2%	273	64.1%
内 訳	経営又は人事	95	18.7%	8	9.6%	87	20.4%
	団交促進	151	29.7%	24	28.9%	127	29.8%
	組合承認・組合活動	22	4.3%	3	3.6%	19	4.5%
	その他	50	9.8%	10	12.0%	40	9.4%
協約締結・全面改定		5	1.0%	1	1.2%	4	0.9%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は 37 件・13.1%（28 年 41 件・13.2%）であった（第 28 表参照）。

第 28 表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年 \ 事件	全 事 件	併存組合のある事件
平成25年	441	22 (5.0 %)
26年	363	55 (15.2 %)
27年	342	41 (12.0 %)
28年	310	41 (13.2 %)
29年	283	37 (13.1 %)

（注）1.（ ）内は新規係属事件に対する割合。

2. 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件をいう。

(7) 新規係属事件における組合構成員の就労状況

新規係属事件における組合構成員の就労状況は、正社員が 189 件・62.4% (28 年 195 件・59.1%)、パート・アルバイトが 40 件・13.2% (同 40 件・12.1%)、契約社員が 42 件・13.9% (同 67 件・20.3%)、派遣労働者 12 件・4.0% (同 10 件・3.0%)、その他が 20 件・6.6% (同 18 件・5.5%) となっている (第 29-1 表、図 2 参照)。

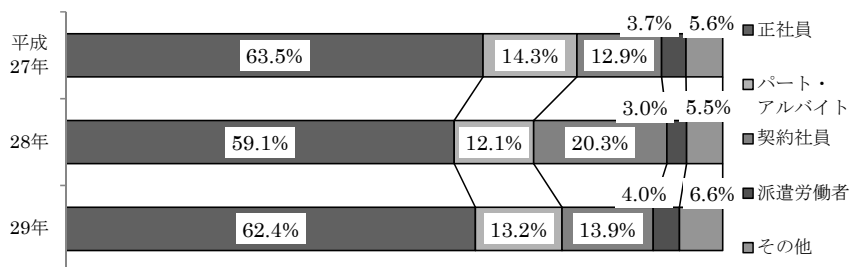
第 29-1 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別割合の推移(行政執行法人を除く)

(単位：件)

就労 状況 年	正社員		パート・ アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		計	
平成25年	320	70.2%	46	10.1%	47	10.3%	11	2.4%	32	7.0%	456	100.0%
26年	273	71.1%	44	11.5%	42	10.9%	6	1.6%	19	4.9%	384	100.0%
27年	226	63.5%	51	14.3%	46	12.9%	13	3.7%	20	5.6%	356	100.0%
28年	195	59.1%	40	12.1%	67	20.3%	10	3.0%	18	5.5%	330	100.0%
29年	189	62.4%	40	13.2%	42	13.9%	12	4.0%	20	6.6%	303	100.0%

(注) 組合構成員には複数の就労状況がある。

図 2 新規係属事件における組合構成員の就労状況の推移 (行政執行法人を除く)



(8) 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項

新規係属事件における調整事項を組合構成員の就労状況別にみると、正社員では経済的事項の中の賃金増額 (4.2%) の割合が計 (4.0%) と比較して高く、また、非経済的事項の中の団交促進の割合 (31.0%) が計 (26.6%) と比較して高いのに対し、契約社員、派遣労働者では非経済的事項の中の経営又は人事 (それぞれ 28.7%、25.0%) の割合が計 (16.5%) と比較して高く、また、パート・アルバイトでは経済的事項の中の一時金の割合 (8.4%) が計 (7.6%) と比較して高い (第 29-2 表参照)。

第 29-2 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

就労状況 調整事項		正社員		パート・ アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		計	
合 計		335	100.0%	83	100.0%	87	100.0%	24	100.0%	27	100.0%	556	100.0%
経済的事項		121	36.1%	45	54.2%	30	34.5%	11	45.8%	20	74.1%	227	40.8%
内 訳	賃金増額	14	4.2%	4	4.8%	3	3.4%	1	4.2%	0	0.0%	22	4.0%
	一時金	21	6.3%	7	8.4%	3	3.4%	1	4.2%	10	37.0%	42	7.6%
	労働時間・休日休暇	13	3.9%	6	7.2%	6	6.9%	1	4.2%	4	14.8%	30	5.4%
	その他	73	21.8%	28	33.7%	18	20.7%	8	33.3%	6	22.2%	133	23.9%
非経済的事項		210	62.7%	37	44.6%	57	65.5%	12	50.0%	3	11.1%	319	57.4%
内 訳	経営又は人事	49	14.6%	12	14.5%	25	28.7%	6	25.0%	0	0.0%	92	16.5%
	団交促進	104	31.0%	17	20.5%	23	26.4%	4	16.7%	0	0.0%	148	26.6%
	組合承認・組合活動	18	5.4%	2	2.4%	2	2.3%	1	4.2%	1	3.7%	24	4.3%
	その他	39	11.6%	6	7.2%	7	8.0%	1	4.2%	2	7.4%	55	9.9%
協約締結・全面改定		4	1.2%	1	1.2%	0	0.0%	1	4.2%	4	14.8%	10	1.8%

（注）組合構成員には複数の就労状況があるため、計は前述の調整事項数と一致しない。

3 調整内容の特徴

（1）調整事項別新規係属状況

新規係属事件 283 件に係る調整事項数 509 項目（28 年 569 項目）のうち、経済的事項が 186 項目・36.5%（同 205 項目・36.0%）、非経済的事項が 318 項目・62.5%（同 359 項目・63.1%）、協約締結・全面改定が 5 項目・1.0%（同 5 項目・0.9%）となっている。28 年と比べると、経済的事項は 19 項目減少し、非経済的事項は 41 項目減少した。経済的事項のうち、一時金は 26 項目・5.1%（同 25 項目・4.4%）、賃金増額は 19 項目・3.7%（同 20 項目・3.5%）、労働時間・休日休暇は 24 項目・4.7%（同 19 項目・3.3%）であった（第 30-1 表参照）。非経済的事項のうち、団交促進は 151 項目・29.7%（28 年 147 項目・25.8%）、経営又は人事は 95 項目・18.7%（同 135 項目・23.7%）、組合承認・組合活動は 22 項目・4.3%（同 18 項目・3.2%）であった（第 30-1 表参照）。

なお、調整事項別新規係属状況を全労委でみると、新規係属事件 285 件に係る調整事項数 511 項目（28 年 571 項目）のうち、経済的事項が 188 項目・36.8%（同 207 項目・36.3%）、非経済的事項が 318 項目・62.2%（同 359 項目・62.9%）、協約締結・全面改定が 5 項目・1.0%（同 5 項目・0.9%）となっている。28 年と比べると、経済的事項は 19 項目減少し、非経済的事項は 41 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 21 項目・4.1%（同 22 項目・3.9%）、一時金は 26 項目・5.1%（同 25 項目・4.4%）、労働時間・休日休暇は 24 項目・4.7%（同 19 項目・3.3%）であった（第 30-2 表参照）。非経済的事項のうち、経営又は人事は 95 項目・18.6%（28 年 135 項目・23.6%）、団交促進

は151項目・29.5%（同147項目・25.7%）、組合承認・組合活動は22項目・4.3%（同18項目・3.2%）であった（第30-2表参照）。

第30-1表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（行政執行法人を除く）

(単位:項目)

年		平成25年		26年		27年		28年		29年	
調整事項											
合計		711	100.0%	677	100.0%	662	100.0%	569	100.0%	509	100.0%
経済的事項		257	36.1%	270	39.9%	251	37.9%	205	36.0%	186	36.5%
内訳	賃金増額	18	2.5%	29	4.3%	22	3.3%	20	3.5%	19	3.7%
	一時金	35	4.9%	42	6.2%	34	5.1%	25	4.4%	26	5.1%
	労働時間・休日休暇	24	3.4%	25	3.7%	22	3.3%	19	3.3%	24	4.7%
	その他	180	25.3%	174	25.7%	173	26.1%	141	24.8%	117	23.0%
非経済的事項		439	61.7%	401	59.2%	402	60.7%	359	63.1%	318	62.5%
内訳	経営又は人事	154	21.7%	134	19.8%	147	22.2%	135	23.7%	95	18.7%
	団交促進	195	27.4%	177	26.1%	163	24.6%	147	25.8%	151	29.7%
	組合承認・組合活動	32	4.5%	29	4.3%	24	3.6%	18	3.2%	22	4.3%
	その他	58	8.2%	61	9.0%	68	10.3%	59	10.4%	50	9.8%
協約締結・全面改定		15	2.1%	6	0.9%	9	1.4%	5	0.9%	5	1.0%
総事件数		441		363		342		310		283	
平均調整事項数 (一事件あたり)		1.61		1.87		1.94		1.84		1.80	

（注）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第30-2表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

(単位:項目)

年		平成25年		26年		27年		28年		29年	
調整事項											
合 計		712[19]	100.0%	681[11]	100.0%	664[2]	100.0%	571[4]	100.0%	511[6]	100.0%
経済的事項		258[15]	36.2%	272[5]	39.9%	253[2]	38.1%	207[4]	36.3%	188[5]	36.8%
内 訳	賃金増額	18	2.5%	31[2]	4.6%	24[2]	3.6%	22[4]	3.9%	21[5]	4.1%
	一時金	35[4]	4.9%	42	6.2%	34	5.1%	25	4.4%	26	5.1%
	労働時間・休日休暇	24	3.4%	25	3.7%	22	3.3%	19	3.3%	24	4.7%
	その他	181[11]	25.4%	174[3]	25.6%	173	26.1%	141	24.7%	117	22.9%
非経済的事項		439[3]	61.7%	403[6]	59.2%	402	60.5%	359	62.9%	318[1]	62.2%
内 訳	経営又は人事	154[1]	21.6%	134	19.7%	147	22.1%	135	23.6%	95	18.6%
	団交促進	195[2]	27.4%	179[5]	26.3%	163	24.5%	147	25.7%	151[1]	29.5%
	組合承認・組合活動	32	4.5%	29	4.3%	24	3.6%	18	3.2%	22	4.3%
	その他	58	8.1%	61[1]	9.0%	68	10.2%	59	10.3%	50	9.8%
協約締結・全面改定		15[1]	2.1%	6	0.9%	9	1.4%	5	0.9%	5	1.0%
総事件数		442		367		344		312		285	
平均調整事項数 (一事件あたり)		1.61		1.86		1.93		1.83		1.79	

（注）1. 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

（注）2. []内は中労委取扱件数で内数。

(2) 新規係属事件 1 件当たりの平均調整事項数

新規係属事件 1 事件当たり（行政執行法人を除く）の平均調整事項数は 1.80 項目（28 年 1.84 項目）であった（第 30-1 表参照）。

第 31-1 表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移
（行政執行法人を除く）

(単位:件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	平成25年	18	0	0	2	2	1	1	3	0	1	0	4	4
	26年	29	1	0	3	4	4	3	4	0	7	1	0	2
	27年	22	2	0	3	3	2	3	5	1	1	1	1	0
	28年	20	1	2	0	1	0	3	6	3	1	1	2	0
	29年	19	0	0	2	0	1	2	3	2	0	3	3	3
一時金	25年	35	4	1	0	1	3	7	2	0	2	4	4	7
	26年	42	4	1	2	3	3	6	9	2	5	1	3	3
	27年	34	1	3	2	2	2	2	4	9	1	2	2	4
	28年	25	3	3	3	3	1	2	2	2	1	2	1	2
	29年	26	1	7	3	0	1	1	4	3	1	0	3	2
解雇・人員整理	25年	92	4	14	10	7	6	10	5	7	6	7	8	8
	26年	78	10	7	9	4	6	5	9	6	9	2	3	8
	27年	83	4	6	12	10	7	8	8	2	2	7	9	8
	28年	75	10	6	11	8	7	7	7	2	6	1	4	6
	29年	63	7	4	4	5	4	5	5	6	3	6	5	9

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの(調整事項の詳細については巻末統計表第16,17表参照)。

第 31-2 表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移
（全労委）

(単位:件)

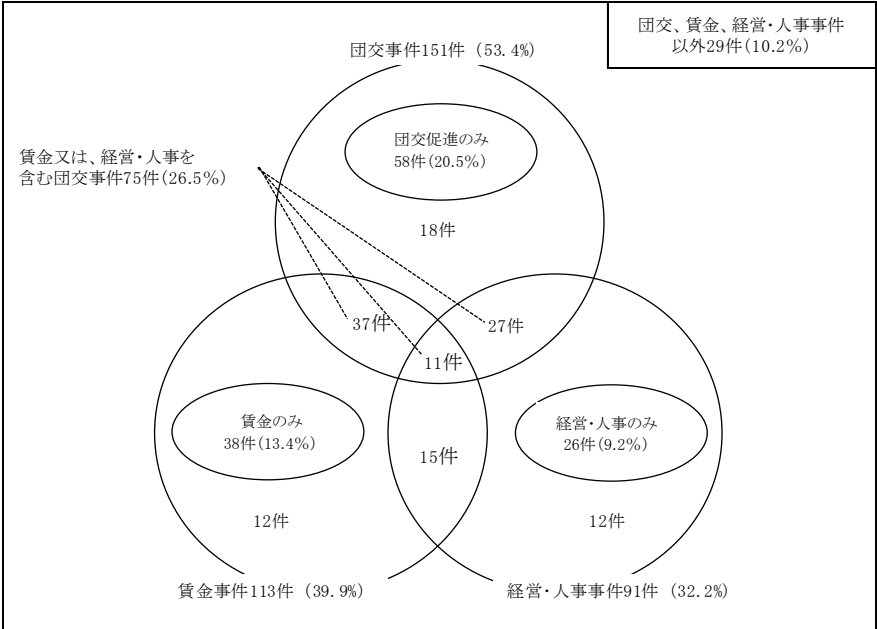
調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	平成25年	18	0	0	2	2	1	1	3	0	1	0	4	4
	26年	29	1	0	3	4	4	3	4	0	7	1	0	2
	27年	24	2	0	3	3	4	3	5	1	1	1	1	0
	28年	22	1	2	0	1	2	3	6	3	1	1	2	0
	29年	21	0	0	2	0	3	2	3	2	0	3	3	3
一時金	25年	35	4	1	0	1	3	7	2	0	2	4	4	7
	26年	42	4	1	2	3	3	6	9	2	5	1	3	3
	27年	34	1	3	2	2	2	2	4	9	1	2	2	4
	28年	25	3	3	3	3	1	2	2	2	1	2	1	2
	29年	26	1	7	3	0	1	1	4	3	1	0	3	2
解雇・人員整理	25年	92	4	14	10	7	6	10	5	7	6	7	8	8
	26年	78	10	7	9	4	6	5	9	6	9	2	3	8
	27年	83	4	6	12	10	7	8	8	2	2	7	9	8
	28年	75	10	6	11	8	7	7	7	2	6	1	4	6
	29年	63	7	4	4	5	4	5	5	6	3	6	5	9

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの(調整事項の詳細については巻末統計表第16,17表参照)。

(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件（以下では「団交事件」という。）は 151 件・53.4%（28 年 147 件・47.4%）であった。賃金等に関するものを調整事項に含む事件（以下では「賃金事件」という。）は 113 件・39.9%（28 年 118 件・38.1%）であった。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件（以下では「経営・人事事件」という。）は 91 件・32.2%（28 年 120 件・38.7%）であった（図 3 参照）。これらの事件の調整事項の重なりをみると、賃金事件かつ経営・人事事件は 26 件・9.2%（28 年 36 件・11.6%）、賃金事件かつ団交事件は 48 件・17.0%（同 49 件・15.8%）、経営・人事事件かつ団交事件は 38 件・13.4%（同 42 件・13.5%）となっている（図 3 参照）。

図 3 新規係属事件調整事項別事件構成（行政執行法人を除く）



全事件(行政執行法人を除く)は 283 件

団交事件…調整事項に団交促進(v)を含む事件

賃金事件…調整事項に賃金等に関するもの(d,e,f,g,h,i)を含む事件

経営・人事事件…調整事項に経営又は人事に関するもの(o,p,q,r,s,t)を含む事件

(注)各調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項についてみると、製造業が 55 項目（28 年 84 項目）、運輸業、郵便業が 111 項目（同 76 項目）、医療、福祉が 84 項目（同 79 項目）、サービス業が 48 項目（同 88 項目）、教育、学習支援業が 54 項目（同 68 項目）となっている（第 32 表参照）。産業別の全調整事項に占める経済的事項の割合は、製造業で 38.2%（28 年 36.9%）、運輸業、郵便業で 36.0%（同 30.3%）、医療、福祉で 44.0%（同 31.6%）、サービス業で 41.7%（同 39.8%）、教育、学習支援業で 20.4%（同 39.7%）となっている（第 32 表参照）。同じく非経済的事項の割合は、製造業で 60.0%（28 年 63.1%）、運輸業、郵便業で 62.2%（同 69.7%）、医療、福祉で 56.0%（同 67.1%）、サービス業で 58.3%（同 56.8%）、教育、学習支援業で 79.6%（同 60.3%）となっている（第 32 表参照）。

第 32 表 新規係属事件における産業別調整事項の状況（行政執法人を除く）

(単位:項目)

産業分類 調整事項		全産業		製造業		運輸業 郵便業		医療、福祉		サービス業		教育、 学習支援業		その他の 産 業	
合 計		509	100.0%	55	100.0%	111	100.0%	84	100.0%	48	100.0%	54	100.0%	157	100.0%
経済的事項		186	36.5%	21	38.2%	40	36.0%	37	44.0%	20	41.7%	11	20.4%	57	36.3%
内 訳	貸金増額	19	3.7%	2	3.6%	2	1.8%	6	7.1%	1	2.1%	1	1.9%	7	4.5%
	一時金	26	5.1%	3	5.5%	5	4.5%	5	6.0%	4	8.3%	3	5.6%	6	3.8%
	労働時間・休日休暇	24	4.7%	4	7.3%	9	8.1%	6	7.1%	2	4.2%	0	0.0%	3	1.9%
	その他	117	23.0%	12	21.8%	24	21.6%	20	23.8%	13	27.1%	7	13.0%	41	26.1%
非経済的事項		318	62.5%	33	60.0%	69	62.2%	47	56.0%	28	58.3%	43	79.6%	98	62.4%
内 訳	経営又は人事	95	18.7%	10	18.2%	10	9.0%	15	17.9%	13	27.1%	16	29.6%	31	19.7%
	団交促進	151	29.7%	14	25.5%	36	32.4%	24	28.6%	11	22.9%	19	35.2%	47	29.9%
	組合承認・組合活動	22	4.3%	3	5.5%	8	7.2%	3	3.6%	1	2.1%	3	5.6%	4	2.5%
	その他	50	9.8%	6	10.9%	15	13.5%	5	6.0%	3	6.3%	5	9.3%	16	10.2%
協約締結・全面改定		5	1.0%	1	1.8%	2	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.3%

(注) 調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業(上位5つ以外のすべての産業)別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数 99 人以下では経済的事項 61 項目・32.4%（28 年 75 項目・36.2%）、非経済的事項 125 項目・66.5%（同 129 項目・62.3%）、100 人以上 499 人以下では経済的事項 65 項目・39.6%（同 80 項目・37.7%）、非経済的事項 97 項目・59.1%（同 130 項目・61.3%）、500 人以上 4,999 人以下では経済的事項 52 項目・35.6%（同 49 項目・34.0%）、非経済的事項 93 項目・63.7%（同 95 項目・66.0%）、5,000 人以上では経済的事項 6 項目・100.0%（同 1 項目・33.3%）、非経済的事項 0 項目・0.0%（同 2 項目・66.7%）となっている（第 33 表、巻末統計表第 16 表参照）。

第 33 表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

組合員数 調整事項		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人 以上		不明		合 計	
合 計		188	100.0%	164	100.0%	146	100.0%	6	100.0%	5	100.0%	509	100.0%
経済的事項		61	32.4%	65	39.6%	52	35.6%	6	100.0%	2	40.0%	186	36.5%
内 訳	貸金増額	4	2.1%	4	2.4%	8	5.5%	3	50.0%	0	0.0%	19	3.7%
	一時金	11	5.9%	4	2.4%	11	7.5%	0	0.0%	0	0.0%	26	5.1%
	労働時間・休日休暇	9	4.8%	10	6.1%	4	2.7%	1	16.7%	0	0.0%	24	4.7%
	その他	37	19.7%	47	28.7%	29	19.9%	2	33.3%	2	40.0%	117	23.0%
非経済的事項		125	66.5%	97	59.1%	93	63.7%	0	0.0%	3	60.0%	318	62.5%
内 訳	経営又は人事	37	19.7%	28	17.1%	29	19.9%	0	0.0%	1	20.0%	95	18.7%
	団交促進	56	29.8%	49	29.9%	45	30.8%	0	0.0%	1	20.0%	151	29.7%
	組合承認・組合活動	13	6.9%	4	2.4%	5	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	22	4.3%
	その他	19	10.1%	16	9.8%	14	9.6%	0	0.0%	1	20.0%	50	9.8%
協約締結・全面改定		2	1.1%	2	1.2%	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	5	1.0%

4 あっせん員の構成

新規係属あっせん事件 278 件（28 年 305 件）のうち、あっせん員の指名がされた 249 件（同 283 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が 182 件・73.1%（同 194 件・68.6%）で最も多く、以下、事務局職員のみが 57 件・22.9%（同 70 件・24.7%）、委員及び事務局職員が 8 件・3.2%（同 17 件・6.0%）などとなっている（第 34 表参照）。

第 34 表 新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成状況の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年	構成 合 計	委 員				委員＋非委員				非委員			
		三者 構成	公益 委員 のみ	その他	小計	委員＋ 事務局 職員	委員＋ 事務局 職員以 外	その他	小計	事務局 職 員	労政 職員	その他	小計
平成25年	403	288	2	2	292	22	—	3	25	86	—	—	86
26年	325	222	1	1	224	22	—	2	24	77	—	—	77
27年	315	219	2	1	222	25	—	3	28	65	—	—	65
28年	283	194	1	—	195	17	—	1	18	70	—	—	70
29年	249	182	2	—	184	8	—	—	8	57	—	—	57

（注）集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、同年中にあっせん員指名のあったもの。

5 労働争議調整事件の終結

(1) 処理状況

29 年は 28 年からの繰越 55 件を含む係属事件 338 件（28 年 367 件）のうち、270 件（同 312 件）が終結し、68 件（同 55 件）が 30 年に繰り越された。終結した 270 件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの（「調整あり」）は 181 件（28 年 216 件）、同意しなかったもの（「調整なし」）は 89 件（同 96 件）であった（チャート α 参照）。

(2) 調整を行うことに同意した事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは 120 件（28 年 138 件）、合意に至らなかったものは 61 件（同 78 件）であった。労使の合意を得られた 120 件について調整日数（あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数）をみると、開始後 90 日以内に終結したものは、88 件・73.3%（同 96 件・69.6%）であり、開始から終結まで 91 日以上かかったものは、32 件・26.7%（同 42 件・30.4%）であった。

平均調整回数をみると、前者では 1.48 回（同 1.64 回）であったのに対し、後者では 3.38 回（同 3.29 回）であった。また、合意に至らなかった 61 件（同 78 件）の内訳をみると、労使双方が譲歩しなかったものが 28 件（同 32 件）と最も多く、以下、使用者側が譲歩しなかったものが 14 件（同 6 件）、双方譲歩するも隔たりが大きいものが 7 件（同 28 件）、労働者側が譲歩しなかったものが 4 件（同 2 件）などとなっている（チャート α 参照）。

(3) 調整を行うことに同意しなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件 89 件（28 年 96 件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの 52 件（同 68 件）、自主交渉を続けたいとするもの 11 件（同 7 件）、自主解決したもの 7 件（同 11 件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの 7 件（同 5 件）などとなっている（チャート α 参照）。

(4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた 120 件（28 年 138 件）以外に、労使間で自主解決したものが 11 件（同 16 件）（「合意しない」の⑤の 4 件＋「調整なし」の②の 7 件。チャート α 参照）あり、これを加えると終結事件の 48.5%にあたる 131 件（同 154 件・49.4%）で労使合意に至っている。

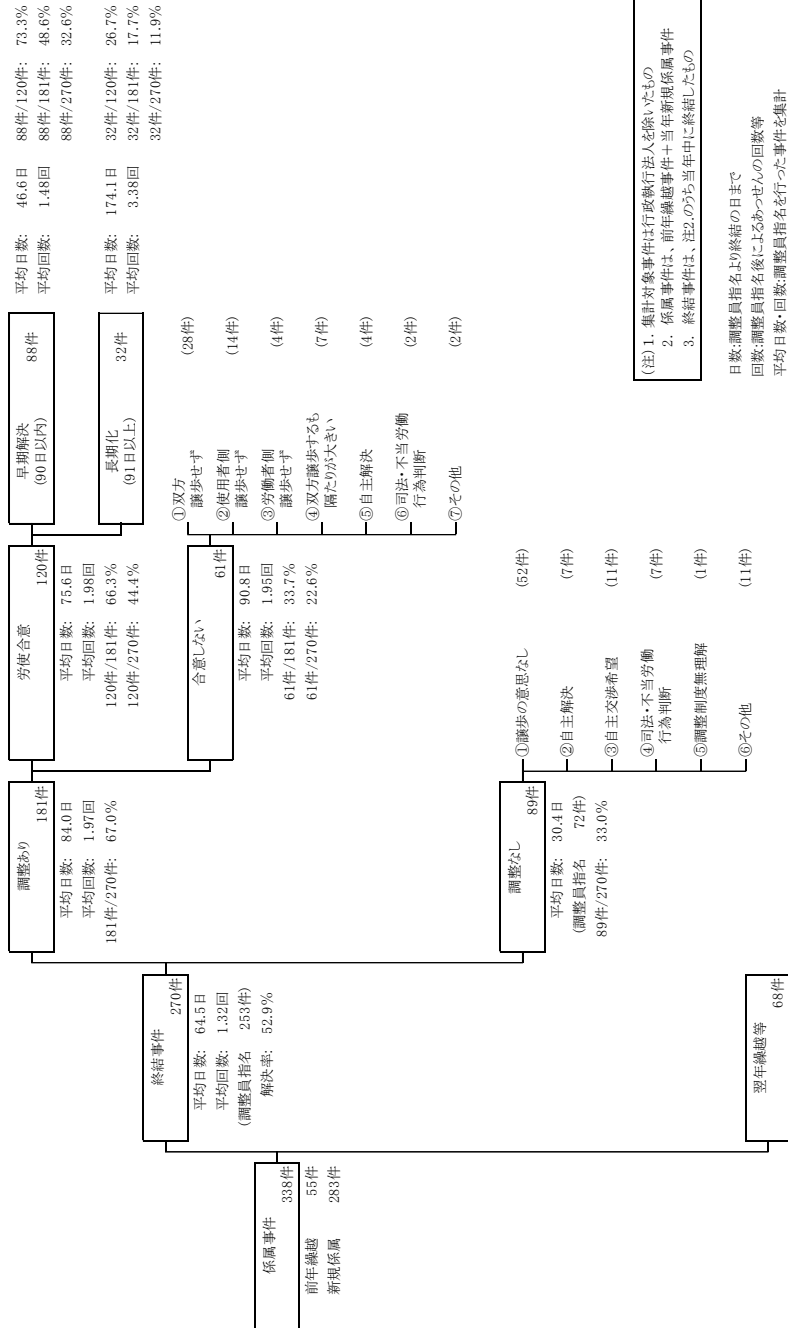
(5) 解決状況

29 年に終結した調整事件 270 件（28 年 312 件）のうち、取下げ・移管を除く 227 件

(同 254 件) の解決状況は、解決 120 件 (同 138 件)、不調・打切り 107 件 (同 116 件) で、その解決率は 52.9% (同 54.3%) であった (第 18 表、第 35-1 表参照)。

また、調整方法別の解決状況をみると、あっせんは、取下げ・移管 43 件 (28 年 56 件) を除く 224 件 (同 251 件) 中 118 件 (同 135 件) が解決し、解決率は 52.7% (同 53.8%) であった。調停は、取下げ・移管 0 件 (同 0 件) を除く 3 件中 2 件 (同 2 件中 2 件) が解決し、解決率は 66.7% (同 100.0%) であった。(第 36 表参照)。

チャートα 29年係属事件フローチャート（行政執行法人を除く）



第 35-1 表 終結年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件、%)

労働別	事項	年	平成 25年	26年	27年	28年	29年
都道府県労委	終結件数		398	405	339	310	266
	取下・移管除く終結件数		322	314	286	252	223
	解決件数		182	176	166	136	116
	解決率		56.5	56.1	58.0	54.0	52.0
中 労 委	終結件数		17	4	0	2	4
	取下除く終結件数		7	3	0	2	4
	解決件数		6	3	0	2	4
	解決率		85.7	100.0	0.0	100.0	100.0
中 労 委 及び 都道府県労委	終結件数		415	409	339	312	270
	取下・移管除く終結件数		329	317	286	254	227
	解決件数		188	179	166	138	120
	解決率		57.1	56.5	58.0	54.3	52.9

(注)1. 終結件数、解決件数は、終結年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 35-2 表 開始年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件、%)

労働別	事項	年	平成 25年	26年	27年	28年	29年
都道府県労委	取下・移管除く終結件数		269	262	240	203	174
	解決件数		152	155	133	108	83
	解決率		56.5	59.2	55.4	53.2	47.7
中 労 委	取下除く終結件数		7	3	0	2	4
	解決件数		6	3	0	2	4
	解決率		85.7	100.0	0.0	100.0	100.0
中 労 委 及び 都道府県労委	取下・移管除く終結件数		276	265	240	205	178
	解決件数		158	158	133	110	87
	解決率		57.2	59.6	55.4	53.7	48.9

(注)1. 解決件数は、開始年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 36 表 労働争議調整事件の終結状況の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

労 委	年	あ つ せ ん							調 停				仲 裁			合 計		
		取下 移管	あつせん案 提示		あつせん案 不提示		小 計		取下 移管	件数 E	調停 案 提示 F	解決 G	取下 移管	件数 H	裁定 I	取下 移管	件数 A+C+ E+H	(内) B+D+ G+I
			件数(内)		件数(内)		件数(内)											
			解決 A	解決 B	解決 C	解決 D	解決 A+C	解決 B+D										
中労委 及び 都道府 県労委	平25年	74	92	90	227	90	319	180	12	10	9	8	1	1		87	330	188
	26年	90	88	83	224	93	312	176	2	5	3	3				92	317	179
	27年	53	73	67	210	97	283	164		3	2	2				53	286	166
	28年	56	74	69	177	66	251	135	2	2	2	2		1	1	58	254	138
	29年	43	74	68	150	50	224	118		3	2	2				43	227	120
中労委	平25年		1	1	1		2	1	11	5	5	5				11	7	6
	26年	1	3	3			3	3								1	3	3
	27年															0	0	0
	28年		2	2			2	2								0	2	2
	29年		4	4			4	4								0	4	4

(6) 平均調整日数

取下げ・移管を除く終結事件 224 件（あつせん 221 件、調停 3 件、仲裁 0 件）で、平均調整日数は 60.1 日（あつせん 60.2 日、調停 42.3 日）であった（第 37-1 表参照）。

なお、全労委でみると、取下げ・移管を除く終結事件 226 件（あつせん 221 件、調停 5 件）で、平均調整日数は 59.7 日（あつせん 60.3 日、調停 31.8 日）であった（第 37-2 表参照）。

第 37-1 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件、日）

区分 年	あ つ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数	
平成 25年	317	55.4 (39.4)	2	87.0 (61.0)	10	47.4 (34.5)	5	21.0 (20.2)	－	－	－	－	327	55.2 (39.2)	7	39.9 (31.9)
26年	310	58.5 (40.7)	3	41.7 (35.7)	5	52.4 (37.0)	－	－	－	－	－	－	315	58.4 (40.6)	3	41.7 (35.7)
27年	280	58.0 (42.6)	－	－	3	75.3 (51.3)	－	－	－	－	－	－	283	58.2 (42.7)	－	－
28年	251	66.7 (43.8)	2	126.0 (61.0)	2	115.5 (61.0)	－	－	1	120.0 (61.0)	－	－	254	67.3 (44.0)	2	126.0 (61.0)
29年	221	60.2 (39.6)	4	28.8 (28.8)	3	42.3 (39.3)	－	－	－	－	－	－	224	60.1 (39.5)	4	28.8 (28.8)

（注）1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

2. （ ）内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

第 37-2 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（全労委）

（単位：件、日）

区分 年	あ つ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数	
平成 25年	317	55.4 (39.4)	2	87.0 (61.0)	10	47.4 (34.5)	5	21.0 (20.2)	－	－	－	－	327	55.2 (39.2)	7	39.9 (31.9)
26年	312	58.3 (40.6)	5	36.2 (32.6)	7	41.9 (30.9)	2	15.5 (15.5)	－	－	－	－	319	58.0 (40.4)	7	30.3 (27.7)
27年	280	58.0 (42.6)	－	－	5	51.6 (37.2)	2	16.0 (16.0)	－	－	－	－	285	57.9 (42.5)	2	16.0 (16.0)
28年	251	66.7 (43.8)	2	126.0 (61.0)	4	57.8 (38.5)	2	16.0 (16.0)	1	120.0 (61.0)	－	－	256	60.4 (40.4)	4	71.0 (38.5)
29年	221	60.3 (39.6)	4	28.8 (28.8)	5	31.8 (30.0)	2	16.0 (16.0)	－	－	－	－	226	59.7 (39.3)	6	24.5 (24.5)

（注）1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

2. （ ）内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

6 その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものである、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは 116 件（28 年 113 件）で 28 年より 3 件増加した。

事業別では、航空関係からの争議行為予告が 32 件・27.6%（同 40 件・35.4%）で最も多く、以下、医療関係が 30 件・25.9%（同 26 件・23.0%）、陸上旅客運送関係が 22 件・19.0%（同 15 件・13.3%）などとなっている（第 38 表参照）。

第 38 表 争議行為予告通知の事業別件数の推移（中労委）

（単位：件）

事業年	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
平成25年	103(14)	12(0)	29(8)	11(0)	7(0)	0(0)	0(0)	28(0)	16(6)
26年	111(16)	12(0)	36(10)	10(0)	7(0)	0(0)	0(0)	29(0)	17(6)
27年	119(16)	17(0)	40(12)	11(0)	10(0)	1(0)	0(0)	26(0)	14(4)
28年	113(15)	15(0)	40(12)	10(0)	7(0)	1(0)	0(0)	26(0)	14(3)
29年	116(11)	22(0)	32(7)	10(0)	7(0)	1(0)	0(0)	30(0)	14(4)

- （注）1. （ ）内は使用者からの通知件数で内数。
 2. 陸上旅客運送は、鉄道事業及びバス事業。
 3. その他は、公衆衛生・通信等。

(2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき 29 年に新規に開始した労働争議実情調査件数（全労委）は 1,130 件（28 年 1,141 件）で、28 年より 11 件減少した。28 年からの繰越 183 件を含む係属 1,313 件（同 1,327 件）の終結状況をみると、終結した 1,122 件（同 1,143 件）のうち、争議解決 1,012 件・90.2%（同 1,020 件・89.2%）、調査打ち切り 106 件・9.4%（同 122 件・10.7%）、調整事件又は不当労働行為事件に移行したものが 4 件・0.4%（同 1 件・0.1%）となっている（第 39 表、巻末統計表第 19 表参照）。

第 39 表 労働争議実情調査の取扱状況の推移（全労委）

（単位：件）

区分 年	取扱件数			終結状況					計
	前年繰越	当年開始	計	争議解決	調査打ち切り	あつせん移行	調停移行	不当労働行為事件移行	
平成25年	111	1,058	1,169	867	142	9	0	0	1,018
26年	145	1,098	1,243	940	153	3	1	2	1,099
27年	144	1,150	1,294	1,001	105	1	0	1	1,108
28年	186	1,141	1,327	1,020	122	0	1	0	1,143
29年	183	1,130	1,313	1,012	106	3	1	0	1,122